



TAX NEWS



～確定申告に向けて知っておこう節税対策～

今年も残り僅かとなり、年末調整と共に確定申告の時期も近づいてまいりました。12月末まで期間もないですが、一年を振り返っていただき支払う税金を少しでも抑えられることができるように、今回は所得から差し引きできる控除（所得控除）について何点かご紹介いたします。

【寄付金控除】

寄付金控除とは国や地方公共団体、特定公益増進法人などに「特定寄付金」を支出した場合に所得控除を受けられるという制度です。寄付金控除を特にお得に利用できるのが全国の自治体から選んで寄付する「ふるさと納税」です。制度の名前は納税となっていますが、取り扱いは寄付と同じです。また、ふるさと納税は住民税の控除も合わせるともっとお得になります！おおよその上限額を確認しておけば、地方自治体から寄付金のお礼として野菜やお肉など地方の特産品を実質、2千円で返礼品として貰えて更に控除を受けられるのでとてもお得な制度になっています。

〈寄付金控除額の計算〉

その年に支出した特定寄付金の額の合計[※] - 2,000円 = 寄付金控除額

※ 総所得金額等の40%が上限

〈住民税控除額（基本分）の計算〉

（ふるさと納税額[※] - 2,000円）×10% = 住民税控除額

※ 総所得金額等の30%が上限



【医療費控除】

1月1日～12月31日までの間に自己または生計を一にする家族のために医療費を支払った場合、一定額の所得控除を受けられることができる制度です。控除を受けられるのは、医師等による診療や治療のために支払った費用や治療や療養に必要な医薬品の購入費用などです。病院に行くまでの一定の交通費も含め、歯医者での治療費や妊婦の定期検診・検査、介護老人施設の費用なども対象となるようです。

〈医療費控除額の計算〉

実際に支払った医療費の合計額 - 保険金などで補填される金額 - 10万円^{※1} = 医療費控除^{※2}

※1 総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%の金額

※2 200万円が上限

【セルフメディケーション税制】

医療費控除の特例として平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に適用できる制度です。健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている方が、自己または生計を一にする家族のために「特定一般用医薬品購入費」を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けられます。通常の医療費控除との選択適用となりますので、どちらかしか適用できません。また、現在のところ来年までの制度となっていますので、ご注意ください。

〈一定の取組〉

- ・人間ドックや健康診断等
- ・予防接種（定期接種・インフルエンザワクチン）
- ・特定健康診査（メタボ検診）、特定保健指導 等



〈特定一般用医薬品等購入費の範囲〉

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際に領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品であることが表示されます。具体的な品目一覧は、厚生労働省HPに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

〈控除額の計算〉

実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額 - 保険金などで補填される金額 - 1万2千円 = セルフメディケーション税制控除金額[※]

※ 8万8千円が上限

一定の取組に要した費用は、対象となりませんのでご注意ください。

参照：国税庁HP・税務通信・厚生労働省HP

（文責：松田 向日葵）